

★よくあるQ&A★

Q、NHK免除者はケーブルテレビも必ず免除となるか？

A、ケーブルテレビの免除条件にはNHK免除規定に加え、「他の世帯から扶養されていない」ことなども条件になりますので、NHK免除者でも、世帯外からの所得税の扶養に取られている場合など、対象とならないこともあります。

※NHKの放送受信料の免除の手続きは、市民福祉課（郷ノ浦庁舎）で受け付けています。また、各支所市民生活班でもお手続きできます。手続きに関しては[こちら](#)をご参照ください。

Q、世帯分離で70歳以上の非課税世帯となったが、減免となるか？

A、住民票上別世帯でも、同居されている場合はケーブルテレビの減免に関する規則上では同一世帯としてみなしますので、70歳以上非課税世帯としての減免は対象外となります（同一契約でテレビ視聴が可能なため）。

Q、毎年申請しなければならない理由は？

A、減免の判定要件となる所得、扶養状況が年度で変わることがあるため、規則上、毎年の申請をお願いしています。

なお、ご高齢や障がいをお持ちの方が窓口へ来庁することに対する負担軽減などを図るため、令和6年4月から電子申請による受付を開始しました。

Q、免除にならないと思うが、申請してもよいか？

A、申請していただいても結構です。判定結果が却下となった場合、後日、却下通知を郵送します。

Q、一度却下となった場合、その年度の減免申請はできないのか？

A、世帯状況に変化があった場合、減免の要件に該当する場合があります。要件に該当する場合は改めて申請いただいても結構です。

同様に、一度決定したとしても減免の要件に該当しなくなった場合は、要件に該当しなくなった日の属する月の翌月から減免取り消しとなります。

Q、新規加入負担金とは何か？

A、宅外光ケーブル引込工事にかかる費用のことです。宅内工事費はお客様負担になりますのでご注意ください。また、減免申請の前にお支払済みの加入負担金については要件に該当したとしても、基本的に対象外となります。

Q、全額免除となったが、請求書が届くのはなぜか？

A、当制度はあくまでケーブルテレビの使用料の減免のため、インターネット・IP電話をご利用中の場合、それらの使用料は請求が生じます。また、減免申請月以前の未払い分についても減免はされません。

Q、転居や死亡などで加入契約者が在居していない場合、減免はどうなるのか？

A、加入契約者が在居していない場合、減免判定のうえでは契約なしと見なします。必要に応じて名義変更等のお手続きをお願いします。

各種手続きは指定管理者【光ネットワーク株式会社 吉岐支店】にてのみ承ります。市役所および電話での手続きはできません。